

**第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会**  
**令和 5 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会**  
**議事録**

開催日時	令和 5 年 8 月 2 日（水） 9 時 25 分～11 時 00 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 水野 透 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び部会長代理の選出</li> <li>・ 滋賀県最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）</li> </ul>
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

ただ今から、令和5年度第1回 滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。専門部会委員の皆様におかれましては、猛暑日が続いておりますが、ご出席ありがとうございます。

委員の皆様の出席状況は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が4名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、議題（1）「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規程により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しておりますが、本年も同様の方法を進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○事務局（室長）

ご賛同をいただきましたので、公益代表委員の方からご推薦をお願いいたします。

○公益代表委員

はい。部会長及び部会長代理につきまして、部会長には平井委員を、部会長代理には木下委員を推薦いたします。

○事務局（室長）

ただ今、石井委員から、平井委員を部会長に、木下委員を部会長代理にという提案がございました。他の提案はございませんか。

○全委員

〔提案なしの声〕

○事務局（室長）

無いようですので、部会長には平井委員に、部会長代理には木下委員ということよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○事務局（室長）

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長には平井委員が、部会長代理には木下委員がということよろしくをお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は、平井部会長をお願いいたします。

○部会長

皆さん、おはようございます。お願いします。

早速であります。議題（２）「滋賀県最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導官）

滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会の運営規程につきまして

ご説明させていただきます。

資料 No. 2、3 ページをご覧ください。

滋賀地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会運営規程となっております。

本専門部会においては、「滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会 運営規程」と読み替えさせていただきます。

4 ページの第 7 条におきまして、会議の公開について規定しておりますが、第 1 回本審において専門部会については、三者協議の場のみ公開とすることの議決をいただいておりますので、本専門部会は一部公開としております。

次に同規定の第 8 条をご覧ください。

第 8 条においては、議事録及び議事要旨について規定しております。

本部会は公開としておりますので、議事録を公開することとなります。

また、規定にはございませんが、本専門部会につきましては、6 条 5 項の適用はしないということになっておりますので、専門部会での決議があっても、本審で再度決議をするという形になります。

規程につきましては、以上になります。

○部会長

はい。冒頭及びただ今事務局から説明がありましたが、本専門部会は公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録も同様に公開することになりますのでご承知おきください。

この点について何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

○全委員

〔意見、質問等あがらず〕

○部会長

はい。そうしましたら、議題 3 「滋賀県最低賃金の改正決定について」に入ります。

今年度の最低賃金は、中賃の目安として、A ランクが 41 円、B ランクが 40 円、C ランクが 39 円引上げで答申されました。

これから金額審議に入るわけですが、先日の第2回滋賀地方最低賃金審議会で、労使双方から滋賀県最低賃金に係る基本的な考え方についてご意見を頂戴しました。この場で追加することがございましたら、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

労働者側いかがですか。

○労働者代表委員

特にございません。

○部会長

はい。

使用者側はいかがですか。

○使用者代表委員

特にありません。

○部会長

はい。

各委員から、ご質問、ご意見等何かございましたら発言をお願いします。

○全委員

〔意見なし〕

○部会長

はい。それでは、これから金額審議にこれから入ってまいります。

例年どおり労使個別に公益側に来ていただいて協議を進めるという形で、今年度もよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○部会長

それでは、今年度もそのように進めたいと思います。

では、どちらから先に協議させていただきませうか。

昨年は労働者側からでしたが、今年もそれでよろしいですか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○部会長

はい。では、労働者側は検討に何分くらい必要でしょう。

○労働者代表委員

20分いただけたら。

○部会長

はい。では、労働者側、使用者側、それぞれの控え室の準備をしております。

また、傍聴の方につきましても控え室の準備をしておりますので、個別協議終了し、三者協議再開のお声がけするまで控室にて待機をお願いいたします。

事務局はそれぞれ控え室の案内をお願いします。

○事務局（室長）

はい。協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は「4階：TV会議室」を、使用者側は「5階：労働基準部長室」を用意しております。

労働者側の皆様は、辰巳指導官が、使用者側の皆様は、浜口監督官がご案内いたします。また、傍聴の方につきましては「4階：相談室」を用意しておりますので、私のご案内いたします。

それでは、移動をお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○部会長

よろしいですか。それでは、専門部会を再開いたします。

本日の使用者側と労働者側との個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側からは、「コロナからの回復基調に滋賀県経済はあり、人への投資というのが重要である。さらに中小零細企業の人手不足状況にあり、物価高騰等といった観点等から大幅な最賃の引き上げが必要である。」といったご意見がありました。

一方、使用者側としましては、「滋賀県企業経済の状況は、必ずしも中小零細に関しては好調とは言えない、厳しい状況にある。また、企業物価も依然として高い状況にある。」というご意見がございました。

そのため、本日のところは、合意には至りませんでした。

次回は労使共に歩み寄りいただき、結審に向けてご協力をお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議題4「その他」として何かありますでしょうか。

○全委員

〔意見なし〕

○部会長

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

はい。第2回専門部会は、明日8月3日（木）午前9時30分から、この場所、6階共用会議室で開催となりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○部会長

それでは、本日の第1回滋賀県最低賃金専門部会は、これで終了いたします。

お疲れ様でした。